

# 広域防災拠点に関する実態調査

## 1 総論

「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書」（平成15年3月）は、「広域防災拠点は、災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に1箇所ないし数箇所設置されるもの」とし、災害時の機能の例として、①災害対策本部またはその補完機能、②広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプ機能、③災害医療活動の支援機能、④備蓄物資の供給機能、⑤救援物資の中継・分配機能、⑥海外からの救助活動要員の受け入れ機能及び⑦海外からの救援物資の受け入れ機能を挙げている。

また、「緊急消防援助隊活動拠点施設に関する調査報告書」（平成24年3月）は、広域防災拠点の標準的な機能として、①災害対策本部又はその補完機能、②ベースキャンプ機能、③応急救護機能、④備蓄物資供給機能及び⑤海外救助活動要員受け入れ機能を挙げ、それぞれに対応する標準的な施設・設備を例示している。

ただし、今回の調査の検討の対象である緊急消防援助隊広域活動拠点（以下「広域活動拠点」という。）は、ボランティアの受入れ、被災者用救援物資の備蓄・分配等を含む広域的な災害応急対策又は災害復旧の拠点となるような拠点ではなく、あくまで緊急消防援助隊の活動に的を絞ったものである。したがって、上述のような広域防災拠点を広域活動拠点と同視することはできず、また、一方が他方を包含するという関係にもない。

しかし、両者は、災害応急対策の拠点という点では共通する面もある。また、多くの都道府県でこのような機能の全部又は一部を有するものとして地域防災計画等に位置付けている施設（ただし、その多くは、本来的には防災を第一の目的とするものではない。）には、応援部隊のベースキャンプ等としての利用が想定されているものがある。

そこで、広域活動拠点の整備に関する検討に資するため、全国の広域防災拠点の実態を調査した。

## 2 回答方法

電子メールによる。

## 3 対象とした広域防災拠点

相当数の市町村を対象とするなど広域にわたる災害応急対策又は災害復旧の拠点（整備中及び整備予定のものを含む。）であって、次に掲げる機能の全部又は一部を有する施設。ただし、専ら(8)の機能のみを有するものを除いた。

なお、都道府県の地域防災計画等にこれらの機能の全部又は一部を有するものとして位置付けられている施設は、この調査の対象となる広域防災拠点と見なして差し支えないものとした。

- (1) 災害対策本部またはその補完
- (2) 広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプ
- (3) 災害医療活動の支援
- (4) 備蓄物資の効果的供給
- (5) 救援物資の中継・分配

- (6) 海外からの救助活動要員の受け入れ
- (7) 海外からの救援物資の受け入れ
- (8) 避難場所

#### 4 調査事項

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 建物の構造、階数、建築面積及び延べ面積
- (4) 敷地面積
- (5) 敷地所有者、施設所有者及び施設管理者
- (6) 施設の所有・管理関係
- (7) 本来（平常時）の機能・用途
- (8) 整備時期
- (9) 広域防災拠点としての専任の職員の配置
- (10) 有する機能
- (11) 有する設備
- (12) 備蓄・保管物資等
- (13) 緊急消防援助隊進出拠点の位置付けの有無
- (14) 市町村の地域防災計画等での位置付け
- (15) 都道府県の地域防災計画等での位置付け

#### 5 結果

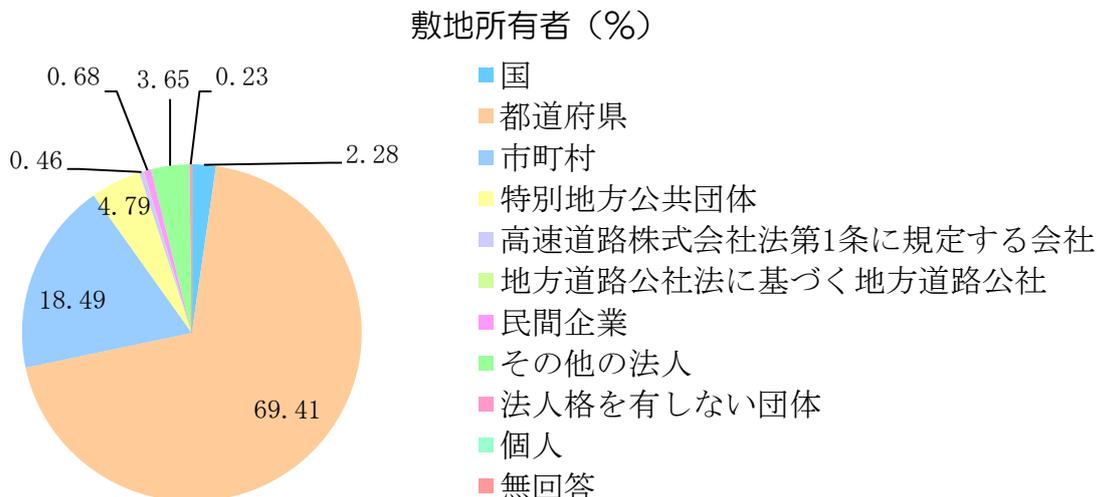
回答された施設数は、全体で438施設であった。多くの都道府県は、地域防災計画等に広域防災拠点の全部又は一部を有するものとして位置付けている施設があるので、基本的には、そのような施設について回答されたと考えられる。ただし、「地域防災計画等での位置付けはない」として、「該当なし」とする県が若干あった。

回答は、EXCELファイルでデータベース化しているが、紙面の都合上、選択式回答の単純集計結果のみを4ページ以降に掲載する。

また、特徴的な集計結果を次に掲げる。

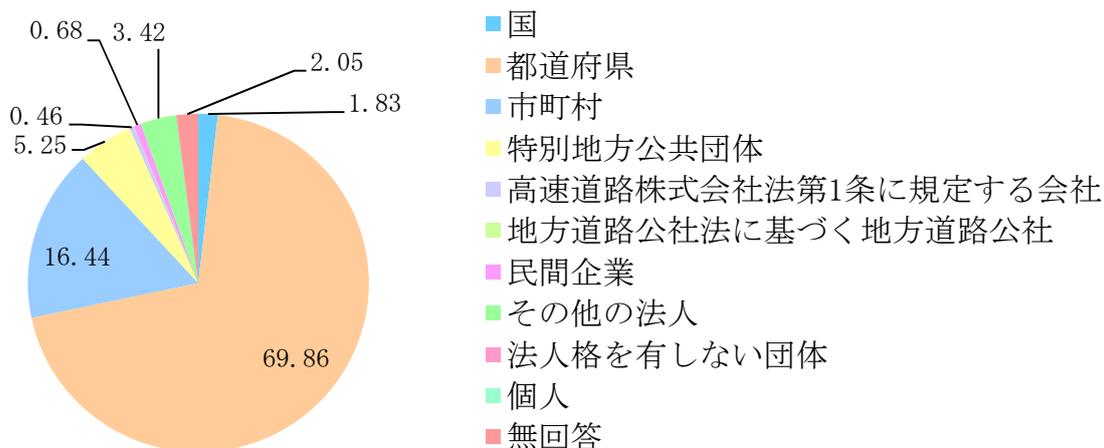
- (1) 敷地所有者、施設所有者及び施設管理者

敷地所有者及び施設所有者については、「都道府県」、「市町村」又は「特別地方公



共団体」が、ともに90パーセントを超える。他方、「民間企業」は、ともに1パーセントに満たない。

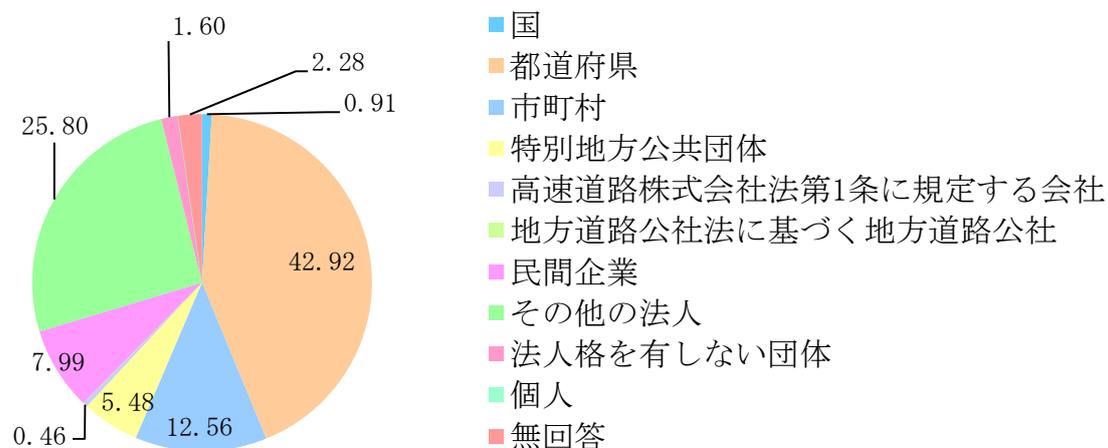
施設所有者 (%)



施設管理者については、「都道府県」、「市町村」及び「特別地方公共団体」の割合は、合わせて約61パーセントであり、敷地所有者及び施設所有者ほどではない。

なお、敷地所有者、施設所有者又は施設管理者を異にする複数の小施設で構成される施設については、敷地面積が最大の小施設に係る回答により集計している。

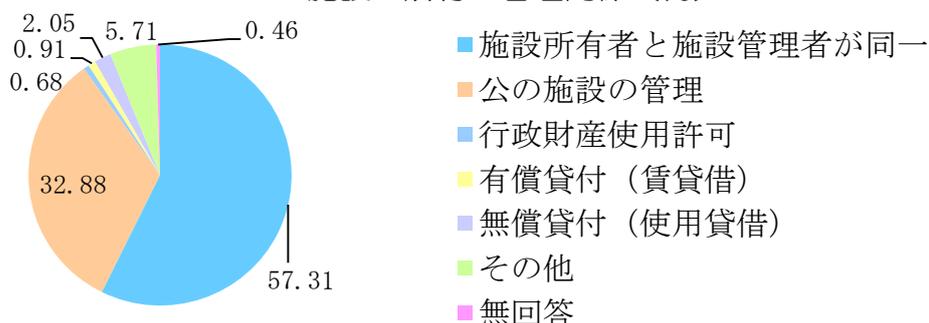
施設管理者 (%)



## (2) 施設の所有・管理関係

「施設所有者と施設管理者が同一」が約57パーセント、「地方自治法第244条の2の規定による公の施設の管理」が約33パーセントであり、合わせて約90パーセントである。

施設の所有・管理関係 (%)



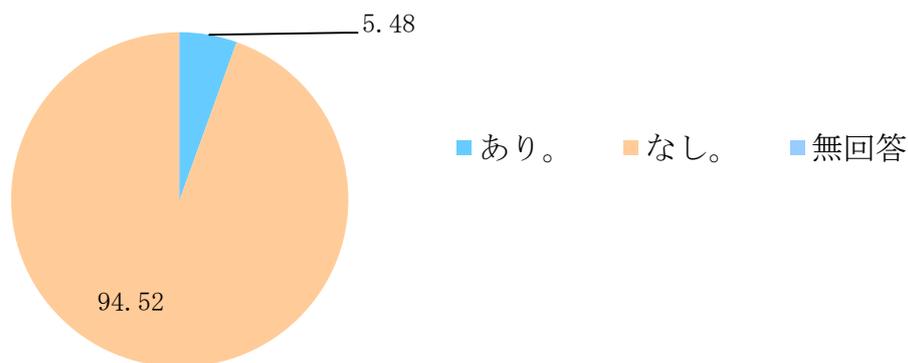
(3) 本来（平常時）の機能・用途

広い敷地を有する「都市公園」が最多である。次いで、「その他の施設」が多いが、そのうち約半数は、本来的に防災拠点施設として整備されている。

(4) 広域防災拠点としての専任の職員の配置

広域防災拠点としての専任の職員を配置している施設は、4パーセントに満たない。その多くは、官公庁の庁舎である。

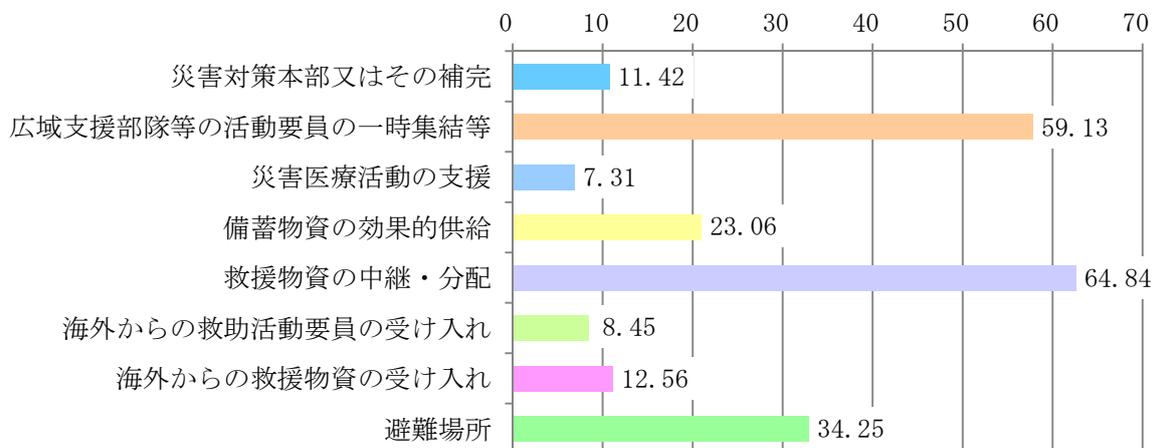
広域防災拠点としての専任の職員の配置（％）



(5) 有する機能

「救援物資の中継・分配」が約65パーセント、次いで「広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプ」の約59パーセントであり、他の回答を大きく上回る。

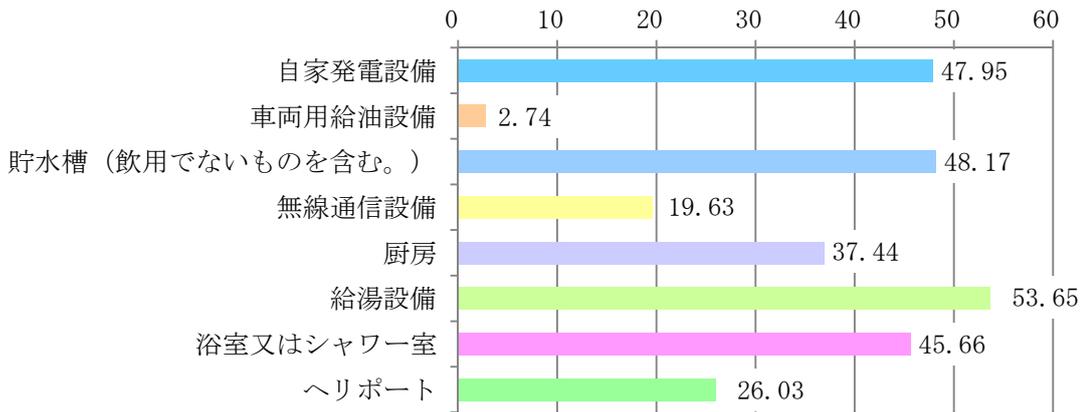
有する機能（％）



(6) 有する設備

保有している割合が比較的多い設備は、「給湯設備」（約54パーセント）、「貯水槽（飲用でないものを含む。）」（約48パーセント）、「自家発電機」（約48パーセント）及び「浴室又はシャワー」（約46パーセント）である。

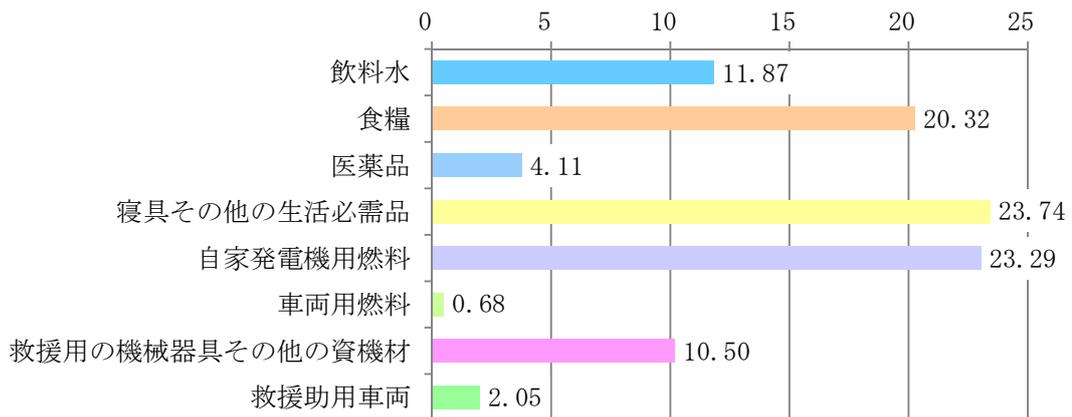
有する設備（％）



(7) 備蓄・保管物資等

備蓄・保管している割合が比較的多い物資等は、「寝具その他の生活必需品」（約24パーセント）、「自家発電機用燃料」（約24パーセント）及び「食糧」（約20パーセント）である。「車両用燃料」は、1パーセントに満たない。

備蓄・保管物資等（％）



(8) 緊急消防援助隊進出拠点の位置付けの有無

緊急消防援助隊受援計画等で進出拠点に位置付けられている施設は、約21パーセントある。

なお、進出拠点とは、出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、又は進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内における一次的な進出の目標とする拠点をいう（緊急消防援助隊運用要綱第12条第14号）。したがって、進出拠点に位置付けられている施設であっても、この調査の対象である広域防災拠点になるとは限らない。すなわち、この調査の回答に、進出拠点に位置付けられている施設の全てが含まれているわけではない。

緊急消防援助隊進出拠点の位置付けの有無（％）

